

気軽に お悩み解決！ 法律コーナー

今月の担当は…

第7回

このコーナーでは、岩手弁護士会所属の弁護士による、身の回りの悩みごと、トラブルなどを未然に防止するための法律知識などを紹介します。



遠藤大介弁護士

今回は…「成年後見」についてです！

一両親が認知症になったのですが…？

ご両親が高齢で認知症になり、物事の判断や財産の管理がうまくできなくなった場合には、家族が不安なく生活するために、「成年後見制度」という制度を利用することができます。

一「成年後見制度」って何ですか？

後見人として選任された人が、裁判所などの監督を受けながら、判断能力の衰えた人の財産管理や身上監護を行う制度です。

具体的には、「任意後見制度」という将来自分の判断能力が低下してきた場合に、自分の代わりに財産管理などをしてくれる人をあらかじめお願いして契約を結ぶ方法と、「法定後見制度」という実際に判断能力が低下した時点で裁判所に申立てをする方法があります。

なお、「法定後見制度」は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選べるようになっています。

一成年後見人は、どのような仕事をするのですか？

主に、本人の不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護サービスや施設の入所に関する契約を結ぶなどの法律行為を本人の代わりに行っていきます。

一成年後見人は親族になるのですか？

申立ての際に、親族の候補者を申し出れば、その方が選ばれるケースが多いですが、特に財産管理が難しいケースについては、裁判所で、親族の他に、弁護士や司法書士などの専門職を選任することもあります。

一成年後見制度を利用するメリットは何ですか？

おそらく、高齢者のご家族がいるご家庭では、ご家族の誰かが代わりに財産管理などを行っているケースが多いと思われますが、不動産を売却したり、生活費のために預金を使った場合において、家族間でトラブルになるケースが増えています。

そのようなトラブルを事前に防ぐという意味でも、成年後見制度を上手く利用して頂ければと思います。また、ご利用の際には、法律相談等を利用して、適確に手続きを進めて頂ければと思います。



一山田町法律相談センター

- ▷相談日 毎週月・水・金曜日、毎月最終土曜日
- ▷時間 午前10時～午後3時（受け付けは午後2時半まで）
- ▷設置場所 旧県立山田病院3階（八幡町）
- ◆問い合わせ ☎81-2560

遠藤弁護士に直接ご相談の方は、セントラル法律事務所（盛岡市中央通1-11-17第二大通ビル5階 ☎019-681-7158）へ。

特定非営利活動法人「劇団ゆう」では、町内在住の小・中学生を対象に、ミュージカル「オズの魔法使い」の出演者を募集します。劇団ゆうの団員だけでなく、大槌町、宮古市の子どもたちも一緒に参加し、岩手三陸沿岸地域の子どもたちの交流と友情を育む事業です。希望する方は、郵送またはファクスでご応募ください。

▽開催日 来年1月25日（日）
▽時間 午後1時半開場
▽開演 2時間開演
▽場所 町中央公民館大ホール
▽練習日 11月15日、29日、12月14日、27日、来年1月10日、17日、24日
※練習場所については、お申し込みの際に問い合わせください。
▽練習時間 午前10時～正午
▽募集人数 50人
▽申込期限 11月10日
◆申込先・問い合わせ 特定非営利活動法人劇団ゆう（〒020-1017 滝沢市滝沢字土沢265-3 ☎019-658-8881 / ファクス019-658-7152）へ。



「オズの魔法使い」出演者大募集